

足利短期大学学則

第1章 総則

第1条 本学は教育基本法および学校教育法に則り、仏教精神にもとづいて真理を探究し豊かな教養と深い専門知識を具えた心身ともに健全な社会人格を有する人材を育成することを使命とする。

第2条 本学は、足利短期大学と称する。

第3条 本学は栃木県足利市本城3丁目2120番地に置く。

第4条 本学に次の学科を置く。

こども学科

看護学科

第5条 本学における学生定員は次の通りとする。

学 科 入学定員 収容定員

こども学科 100名 200名

看護学科 50名 150名

計 150名 350名

第2章 修業年限・学年・学期および休業日

第6条 こども学科の修業年限は2年とする。在学年限は4年を超えることはできない。

2. 看護学科の修業年限は3年とする。在学年限は6年を超えることはできない。

第7条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 自 4月 1日 至 9月24日

後学期 自 9月25日 至翌年3月31日

第9条 休業日は次の通りとする。

1. 日曜日
2. 「国民の祝日に関する法律」(昭和23年7月20日法律第178号)に規定する休日
3. 創立記念日 5月18日
4. 春季休業日 自 3月18日 至 3月31日
5. 夏季休業日 自 7月26日 至 9月17日
6. 冬季休業日 自12月21日 至翌年1月10日

2. 学長が必要と認めた時は前項の規定にかかわらず、休業日においても実習を課し、特別講義を聴講させ、または休業日の期間を変更することができる。

3. 第1項に定めるもののほか臨時休業の必要があるときは学長が定める。

第10条 本学における宗教行事は次の通りとする。

- | | |
|-------|-------|
| 釈尊降誕会 | 5月8日 |
| 魂祭 | 7月15日 |
| 成道会 | 12月8日 |
| 涅槃会 | 2月15日 |
| 太子忌 | 2月22日 |

第3章 授業科目・履修方法および卒業の要件

第11条 授業科目は一般教育科目、専門科目とする。

第12条 授業科目は必修科目と選択科目の2種に分ける。

第13条 こども学科の一般教育科目、専門科目および単位数は別表第1の通りとする。

2. 看護学科の一般教育科目、専門科目および単位数は別表第2の通りとする。

第14条 教育職員免許法に定める教員の資格を得ようとする者は教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2. 前項に定める授業科目ならびに単位数を修得した者は、教育職員免許法第5条別表第1にもとづき、幼稚園教諭2種免許状を取得することができる。

第15条 児童福祉法に定める保育士資格を得ようとする者は、第18条の規定によるほか、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により、本学の定める修業科目および単位(別に定める)を修得しなければならない。

第16条 看護師の資格を得ようとする者は、第18条の規定によるほか保健師助産師看護師法（昭和23年7月30日法律第203号）による看護師になるために必要な専門科目を修得し、国家試験に合格しなければならない。

第17条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 1 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で1単位とする。
- 2 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で1単位とする。

2. 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第18条 こども学科を卒業するために履修すべき授業科目および単位数は、別表第3に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

2. 看護学科を卒業するため履修すべき授業科目および単位数は、別表第3に定めるところにより100単位以上を修得しなければならない。

3. 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせてこども学科は15単位、看護学科は23単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

4. 短期大学もしくは大学または修業年限2年以上の専修学校専門課程(平成3年文部省告示69号)もしくは高等専門学校専攻科において学修し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位は、本学の規定する授業科目および単位数に相当すると認められる場合には、15単位を超えない範囲でこれを本学で修得したものと認定することができる。

5. 前各項の単位の認定に関することは別に定める。

第19条 科目終了の認定は当該科目の試験成績と平素の成績ならびに出席状況を総合判定して教授会の議を経て決定する。ただし演習、実習、体育実技等については出席状況と平素の成績により認定することができる。

2. 試験には平常試験、定期試験、追試験、再試験および卒業試験等がある。定期試験は学期末または学年末に行ない、追試験はやむを得ない事故のため定期試験を受けることのできなかつた者のために行ない再試験は受験の結果不合格となった者のためにこれを行なう。

3. 追試験および再試験は大学が必要と認めたときに限りこれを行なう。

第20条 修学についての所定の条件を具えていない者は受験資格を失うことがある。

第21条 試験の成績は優、良、可、不可であらわし優、良、可を及第とし、及第した授業科目には所定の単位をあたえる。

2. 成績の評価に関する具体的な取扱いは別に定める。

第22条 こども学科に2年以上、看護学科に3年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得したと教授会の議を経て学長が認定した者には、卒業証書・学位記を授与する。

2. 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第4章 入学・転学・休学および退学

第23条 入学の時期は学年の始めとする。

第24条 本学1年次に入学できる者は、次の各号に該当する者とする。

1. 高等学校を卒業した者。
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
3. 外国に於て学校教育における12年の課程を修了した者。
4. 文部科学大臣の指定した者。
5. 大学入学資格試験(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行なう大学入学資格検定に合格した者。

第25条 入学志願者は指定の期間内に所定の書類を提出しなければならない。

2. 入学検定料の額は別表第4のとおりとする。

第26条 入学は選考の上、これを許可する。

2. 選考のための選抜試験については別に定めるところによる。

第27条 本学を正当の事由で退学した者が入学を願い出たときは定員に余裕のある場合に限り選考の上入学を許可することある。

第28条 他の短期大学の学生が本学に転入学を志望した場合、選考の上転入学を許可することがある。

第29条 入学を許可された者は所定の期日までに本学の定める入学手続を完了しなければならない。期日までに完了しないときはその入学許可を取り消す。

第30条 本学の学生が他の短期大学に転入学を志願する場合には学長の許可を得なければならない。

第31条 病気その他やむを得ない事情により引き続き3ヶ月以上修学することができないときは学長の許可を得て、1年以内休学することができる。ただし、特別の事情があるときは引き続き許可するが通算して2ヶ年を越えることはできない。

2. 休学期間中でも、その事情が終ったときは届け出て復学することができる。

3. 休学の期間は在学年数に算えない。ただし、3月に達しない場合は正規の休学が成立しないものとしてさかのぼって休学を取り消すことがある。

第32条 病気その他やむを得ない事情のため学業を続ける見込がないときは願い出て退学することができる。

第5章 学費

第33条 本学において徴収する学費は別表第4のとおりとする。

2. 休学者の休学期間中の授業料は徴収しない。

3. 転退学者は転退学する当該学期の授業料を納入しなければならない。

4. 学年の途中で卒業する者は当該学期の授業料を納入しなければならない。

5. 一旦納入した学費は、原則として返還しない。

第6章 賞罰ならびに除籍

第34条 本学学生で人物および学業が優秀な者には授賞することがある。

第35条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行なう。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて出席常でない者
- 4 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第36条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第31条第1項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第7章 職員組織ならびに教授会

第37条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員およびその他の職員を置き、また必要に応じて副学長を置くことができる。

2. 教職員に関する規定は、別に定める。

第38条 本学に教授会を置き、本学の専任の教授、准教授、講師および助教をもってこれを組織する。

2. 学長が必要であると認めたときは、前項以外の教職員の出席を求めることができる。

第39条 教授会は次の事項を審議しこれを決定する。

- 1 学則の変更および規則の制定、変更に関する事項
- 2 教育課程に関する事項
- 3 入学、課程の終了および卒業の認定に関する事項
- 4 休学並びに退学および転入学に関する事項
- 5 学生の賞罰に関する事項
- 6 教授研究および学生指導に関する重要な事項
- 7 教員の任用に関する事項
- 8 その他大学運営上必要な事項

第40条 教授会に関する細則は別に定める。

第8章 附属図書館および附属幼稚園

第41条 本学に附属図書館を設ける。

2. 附属図書館は文献および研究資料を蒐集管理し、教職員および学生の研究、閲覧に供する。

第42条 附属図書館に関する規定は別に定める。

第43条 本学に附属幼稚園を設け、幼児教育に関する研究および学生の実習に備える。

2. 附属幼稚園に関する規定は別に定める。

第9章 保健施設

第44条 教職員および学生の保健衛生に資するために本学内に医務室を設ける。

2. 医務室には医務職員を置く。

第10章 科目等履修生・研究生・特別聴講学生

第45条 本学の授業科目の一部を修めようとする者があるときは、学生の修学を妨げない限り選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

第46条 本学において特定の事項について研究を出願した者があるときは学生の修学を妨げな

い限り選考の上研究生として入学を許可することができる。

第47条 他の大学又は短期大学に在学する学生で、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学と本学との協定に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

第48条 科目等履修生、研究生および特別聴講学生に関する規定は別に定める。

第11章 特待生

第49条 人物、学業に優秀な学生に対しては教授会の議を経て選考の上、特待生として授業料を減免することがある。

2. 特待生に関する規定は別に定める。

附 則(学科名称変更)

本学則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成22年4月1日から施行する。ただし第13条別表第1の規定は平成22年3月31日以前に在学する者には、なお従前の規定による。

附 則(専攻科福祉専攻廃止)

本学則は平成22年4月1日から施行する。

別表第1

授業科目				単位数			備考	
				開設 単位	必修	選択		
一般教育科目	人文科学	仏教学	講義	2	2			
		文学	講義	2		2		
		美術	講義	2		2		
	社会科学	法学(日本国憲法)	講義	2		2		
		心理学	講義	2		2		
	自然科学	情報処理Ⅰ	演習	1		1		
		情報処理Ⅱ	演習	1		1		
		生命と環境	講義	2		2		
	外国語	英語Ⅰ	演習	1	1			
		英語Ⅱ	演習	1	1			
体育	体育理論	講義	1	1				
	体育実技	実技	1	1				
小 計				18	6	12		
専門科目	教科に関する専門科目	音楽	音楽Ⅰ	演習	2	2		
			音楽Ⅱ	演習	1		1	
			音楽Ⅲ	演習	1		1	
			音楽Ⅳ	演習	1		1	
			音楽Ⅴ	演習	1		1	
			音楽Ⅵ	演習	1		1	
		図画工作	図画工作Ⅰ	演習	1	1		
			図画工作Ⅱ	演習	1		1	
		体育	体育Ⅰ	演習	1	1		
			体育Ⅱ	演習	1		1	
			体育Ⅲ	演習	1		1	
		国語	国語表現法	演習	1		1	

授業科目		単位数			備考			
		開設 単位	必修	選択				
専門科目	教職に関する専門科目	教育の意義等に関する科目	保育者論	講義	2			
		教育の基礎理論に関する科目	幼児教育原理	講義	2	2		
			発達心理学	講義	2			
			教育心理学	講義	2			
		教育課程及び指導法に関する科目	保育課程と指導計画	講義	2		2	
			保育内容総論	演習	1	1		
			健康	演習	1	1		
			人間関係	演習	1	1		
			環境	演習	1	1		
			言葉	演習	1	1		
	表現		演習	1	1			
	保育教材研究Ⅰ		演習	1		1		
	保育教材研究Ⅱ		演習	1		1		
	保育教材研究Ⅲ		演習	1		1		
	保育教材研究Ⅳ	演習	1		1			
	保育教材研究Ⅴ	演習	1		1			
	総合表現Ⅰ	演習	1		1			
	総合表現Ⅱ	演習	1		1			
	レクリエーション理論	講義	2		2			
	レクリエーション実技	演習	1		1			
生徒指導・教育相談・進路指導等に関する科目	幼児理解と教育相談	講義	2		2			
教職実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	2	2				
教育実習	教育実習研究 教育実習	実習 実習	1 4		1 4			
その他の専門科目	保育の本質・目的の理解に関する科目	社会福祉	講義	2		2		
		社会福祉援助技術Ⅰ	演習	1		1		
		社会福祉援助技術Ⅱ	演習	1		1		
		児童福祉	講義	2	2			
		保育原理Ⅰ	講義	2	2			
		保育原理Ⅱ	講義	2	2			
		養護原理	講義	2		2		
		仏教保育論	講義	2		2		
		福祉と人権	講義	2		2		

授業科目		単位数			備考		
		開設 単位	必修	選択			
専門科目	保育の対象の理解に関する科目	小児保健Ⅰ	講義	2		2	
		小児保健Ⅱ	講義	2		2	
		小児保健実習	実習	1		1	
		小児栄養	演習	2		2	
		精神保健	講義	2		2	
		家族援助論	講義	2		2	
	保育の内容・方法の理解に関する科目	乳児保育Ⅰ	演習	1		1	
		乳児保育Ⅱ	演習	1		1	
		障害児保育	演習	1		1	
		養護内容	演習	1		1	
		手話コミュニケーション	演習	1		1	
		保育実習論	講義	1		1	
	保育実習	保育実習研究	実習	1		1	
		保育実習	実習	4		4	
保育実習Ⅱ		実習	2		2		
保育実習Ⅲ		実習	2		2		
その他	基礎演習	演習	1		1		
小 計				91	20	71	
合 計				109	26	83	

別表第2

授業科目				単位数			備考
				開設単位	必修	選択	
一般教育科目	人文科学	仏教学	講義	2	2		
		国語表現法	演習	1		1	
		美術	演習	1		1	
		音楽	演習	1		1	
		教育学	講義	2		2	
	社会科学	法学	講義	2		2	
		人間関係論	講義	2		2	
	自然科学	数学	講義	2		2	
		生物学	講義	2		2	
		情報科学Ⅰ	演習	1		1	
外国語	情報科学Ⅱ	演習	1		1		
	基礎英語Ⅰ	演習	1	1			
	基礎英語Ⅱ	演習	1	1			
	看護英語Ⅰ	演習	1	1			
	看護英語Ⅱ	演習	1	1			
	看護英会話Ⅰ	演習	1		1		
体育	看護英会話Ⅱ	演習	1		1		
	体育Ⅰ	演習	1	1			
その他	体育Ⅱ	演習	1	1			
	仏教と看護	演習	1		1		
小 計				26	8	18	13 単位
専門科目	専門基礎分野	人体の構造と機能Ⅰ	演習	2	2		人体
		人体の構造と機能Ⅱ	演習	1	1		人体
		人体の構造と機能Ⅲ	演習	1	1		人体
		代謝栄養学Ⅰ	演習	1	1		人体
		代謝栄養学Ⅱ	演習	1	1		人体
		人間工学	演習	1		1	人体
		薬理学Ⅰ	演習	1	1		人体
		薬理学Ⅱ	演習	1	1		人体
		微生物学	演習	1	1		疾病
		微生物学演習	演習	1			疾病
		疾病の成り立ちと回復の促進 総論	演習	1	1		疾病
		疾病の成り立ちと回復 各論Ⅰ	演習	1	1		疾病
		疾病の成り立ちと回復 各論Ⅱ	演習	1	1		疾病
		疾病の成り立ちと回復 各論Ⅲ	演習	1	1		疾病
		疾病の成り立ちと回復 各論Ⅳ	演習	1	1		疾病
		疾病の成り立ちと回復 各論Ⅴ	演習	1	1		疾病
		疾病の成り立ちと回復 各論Ⅵ	演習	1	1		疾病
		臨床心理学	講義	1		1	疾病
		リハビリテーション論	講義	1		1	健康支援
		放射線医学	講義	1		1	健康支援
		社会福祉論	講義	2	2		健康支援
		医療社会学	講義	1		1	健康支援
医療と法律	演習	1		1	健康支援		
総合保健医療論	講義	2	2		健康支援		
保健統計	講義	1		1	健康支援		
関係法規	講義	1	1		健康支援		
小 計				29	21	8	健康支援 選択 1 単位以上
小 計				29	21	8	22

授業科目					単位数			備考
					開設 単位	必修	選択	
専門科目	専門分野Ⅰ	基礎 看護学	看護学概論	講義	2	2		
			基礎看護援助論Ⅰ	演習	1	1		
	基礎看護援助論Ⅱ		演習	2	2			
	基礎看護援助論Ⅲ		演習	1	1			
	基礎看護援助論Ⅳ		演習	2	2			
	基礎看護援助論Ⅴ		演習	1	1			
	看護倫理		講義	1	1			
	臨地実習	基礎看護学実習	実習	3	3			
	専門分野Ⅱ	成人 看護学	成人看護学概論	講義	1	1		
			成人看護援助論Ⅰ	演習	1	1		
			成人看護援助論Ⅱ	演習	1	1		
			成人看護援助論Ⅲ	演習	1	1		
			成人看護援助論Ⅳ	演習	1	1		
			成人看護援助論Ⅴ	演習	1	1		
		成人看護援助論Ⅵ	演習	1	1			
		老年 看護学	老年看護学概論	講義	1	1		
			老年看護援助論Ⅰ	演習	1	1		
			老年看護援助論Ⅱ	演習	1	1		
		小児 看護学	小児看護学概論	講義	1	1		
			小児看護援助論Ⅰ	演習	1	1		
			小児看護援助論Ⅱ	演習	1	1		
		母性 看護学	母性看護学概論	講義	1	1		
			母性看護援助論Ⅰ	演習	1	1		
			母性看護援助論Ⅱ	演習	1	1		
		精神 看護学	精神看護学概論	講義	1	1		
	精神看護援助論Ⅰ		演習	1	1			
	精神看護援助論Ⅱ		演習	1	1			
臨地実習	精神看護援助論Ⅲ	演習	1	1				
	精神保健論	講義	1	1				
	成人看護学実習	実習	6	6				
	老年看護学実習	実習	4	4				
	小児看護学実習	実習	2	2				
看護学 特論	看護学 特論	看護研究	演習	1		1		
		高度医療看護論	講義	1		1		
総合 分野	在宅 看護論	在宅看護学概論	講義	1	1			
		在宅看護援助論Ⅰ	演習	1	1			
		在宅看護援助論Ⅱ	演習	2	2			
	看護の統 合と実践	看護管理	講義	1	1			
		国際協力と災害看護	演習	1	1			
		医療と安全	演習	1	1			
臨地実習	在宅看護学実習	統合看護援助論	演習	1	1			
		在宅看護学実習	実習	2	2			
小 計					66	64	2	65 単位
合 計					121	93	28	100 単位

別表第4 履修方法及び卒業の要件

授業科目区分	授業科目及び単位数	
	こども学科	看護学科
一般教育科目	必修6単位含め8単位以上	必修8単位含め13単位以上
専門科目	必修20単位含め54単位以上	必修85単位含め87単位以上
合計	62単位以上	100単位以上

別表第5 学費

	こども学科	看護学科
入学金	300,000円	300,000円
授業料(年額)	1,010,000円	1,060,000円
入学検定料	30,000円	30,000円